

東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の 原状回復のための寄附金の募集要綱

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 募集法人名 | 宗教法人 願成寺 |
| 募集責任者 | 代表役員 津田俊良 |
| 募集を行う事務所所在地 | 福島県喜多方市上三宮町 上三宮字籬山 833 |
| 連絡先 | 0241 - 22 - 1565 (担当：秋葉・澤井) |



1. 寄付金を募集する目的及び使用内容

当法人が、東日本大震災により滅失又は損壊をした諸佛像、構築物等の原状回復に要する費用に充てるために寄附金を募集いたします。

(ア) 建築物

No.1 客 殿

(入口に菊の御紋があり、また藩公のための後架あり)

No.2 庫 裡

No.3 太鼓橋

No.4 観音堂

(本堂に直結し、会津藩奉納による西国卅三観音像を安置している)

No.5 鐘楼堂

(梵鐘は、第二次大戦中に供出され、戦后再鑄された)

以上 5 棟に及ぶ建築物の現状回復

(イ) 山門・本堂・観音堂・千佛堂・阿弥陀堂等の堂内に安置された諸佛・諸尊像及び堂内佛具並びに堂内彩色図等々の二百余件の現状回復

以上に要する費用に充てるために、寄附金を募集いたします。

2. 募集方法

ホームページ・冊子・手紙・訪問・広告

3. 募集目標額

699,490,000 円

4. 寄付金の募集を行う期間

平成 28 年 6 月 29 日から平成 31 年 6 月 28 日まで

5. 寄付金の受入れ

寄付金は下記の専用口座への銀行振込により募集します。

専用口座：会津商工信用組合 喜多方支店

口座名：願成寺震災復旧寄付金 (ガンゾウヨウジシンサイフツキユキキン)

口座番号：5588797

寄付金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上の額に算入する寄附金を指定する件(平成23年3月15日財務省告示第84号)本文第4号に基く寄付金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄付者に対しては、主務官庁の確認書の写し及び、当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄付を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡ください。

6. 受け入れた寄付金の管理の方法

上記の専用口座で管理します。また、他の会計と区分して管理します。

7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。

寄附金の募集実績については、30日ごとにホームページ上で公開します。

原状回復事業実績及び支出実績については、6ヶ月ごとにホームページ上で公開します。

なお、支出に係る領収書は5年以上保存し、寄付者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できない正当な理由がある場合を除き、その求めに応じるものとします。

以 上